

滋賀型地域活動支援センター事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める要件を備え、知事が承認した滋賀型地域活動支援センター設置事業を実施する市町に対して、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、滋賀型地域活動支援センター（以下「センター」という。）の「運営費」および「管理費」（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条に定める障害福祉サービス事業を実施する事業所において、実施要綱第4条第1項第4号に定める発達障害者を受入れ、一体的にサービスを提供する場合は「管理費」を除く。）とし、その内容は別表1の第1欄に定める額とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表1の第2欄に定める対象経費ごとに算定した補助基準額とセンターの利用者が居住する市町長が支出した経費を比較して、いずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。

(申 請)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、別記様式第1号により、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後、事業の変更等により追加交付申請等が必要となったときは、別記様式第2号により別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付等の決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請または変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に交付決定または変更交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、別記様式第3号により当該事業完了の日から1か月以内または翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第7条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、県健康福祉部障害者自立支援課へ提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、滋賀型地域活動支援センター事業費補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。